

太平山リゾート公園グラウンド・ゴルフ場会員登録制度規約

（制度の内容）

第1条本制度を太平山リゾート公園グラウンド・ゴルフ場会員登録制度とし、本制度の導入により、グラウンド・ゴルフの技量向上と普及促進に寄与するとともに、太平山リゾート公園グラウンド・ゴルフ場（以下「当グラウンド・ゴルフ場」という。）の充実を図るものです。

（制度の略称等）

第2条本制度の略称をグリーンパル会員登録制度とし、会員名をグリーンパル会員とします。

（会員の登録）

第3条会員登録は別に定める入会申込書によるものとし、会員の証として会員証を交付します。なお、登録期限は設けず、本人の申し出により登録を解消することができます。

（登録料）

第4条登録料は、1,000円とし、更新料は要しないこととします。

（会員の特典）

第5条会員は、次の特典を受けることができます。

（1）当グラウンド・ゴルフ場で実施する公式大会での成績を、グリーンパル会員登録者名板に掲示し、グラウンド・ゴルフに対する貢献と努力を紹介します。

（2）太平山観光開発㈱が管理運営している各施設を、会員証を提示することで割引利用できます。

（3）5月～11月の第4木曜日を『会員無料の日』とし、会員証を受付に提示することにより、当グラウンド・ゴルフ場を無料で利用できます。

（公式大会）

第6条当グラウンド・ゴルフ場で実施する公式大会は、以下の大会とします。

（1）太平山リゾート公園杯グラウンド・ゴルフ大会年2回

（2）太平山リゾート公園グラウンド・ゴルフ月例大会年5回（チャンピオン大会除く）

（3）秋田市グラウンド・ゴルフ協会主催各交流大会年3回

(成績集計と成績掲示)

第7条公式大会の成績集計と成績掲示は、次のとおりとします。

- (1) 各大会の4コース32ホールの合計打数を対象としますが、天候不良等で4コースできなかった場合の大会は対象としません。
- (2) 今大会の打数と前大会までの打数を平均した打数を成績とし、大会終了毎に少ない打数順に、その打数と登録会員の名札を掲示しますが、一定以上の打数は、纏めて掲示します。
- (3) 会員全員を対象としますが、成績掲示を希望しない申し出があれば、名札だけを掲示します。
- (4) 翌年度の第1回目の大会開催日までの期限で掲示し、1年毎に更新します。
- (5) 打数の平均を算出する際は、小数点以下を四捨五入します。
- (6) 年齢高位者を上位とし、男女は色別掲示します。

(会員の顕彰)

第8条会員の顕彰は次のとおりとし、詳細については、別に定めることとします。

- (1) 翌年度の初回の当社主催公式大会開催日に前年度の成績により顕彰します。
- (2) 1年間で公式大会に年間大会開催数の最低6割以上出場し、その平均打数の最も少なかった者の中から男女各1人を技量優秀者と認定し、当グラウンド・ゴルフ場の1年間無料利用券を贈呈します。
- (3) 技量優秀者であることを明示した記念品を贈呈し、広くその栄誉を讃えます。
- (4) グリーンパル会員登録者名板に技量優秀者として掲示し、長くその名誉を讃えます。

- ・この規約は平成23年5月18日から執行します。
- ・この規約は平成28年7月11日から執行します。
- ・この規約は令和3年7月11日から執行します。